

## 条例改正に関わる意見の検討結果概要

### ○職員アンケートによる意見

「5年を超えない期間ごと」に見直しとなっているが5年はあるという間に経つので、「10年を超えない期間ごと」に変更してはどうか。10年にすることにより、社会経済情勢に合わせて5年を超えない期間等に見直しをすることも可能であり、期間を長くすることができる。

#### 【結果】

条例制定から15年が経過し過去2回の検証では条例改正がなかったことを考慮すると、本意見について否定するものではありません。しかし、制定時に同条例は「守り育てる条例」とし、5年ごとに市民と一緒にになって検討することとしていることから、市民や市議会議員、市職員がその時の社会経済情勢と同条例がずれていないか再確認するうえで10年では期間が長く、5年が妥当と判断しました。

なお、今後のまちづくり懇談会やパブリックコメント等で、同様の意見が数多く出されるようであれば、再度検討することとし、現段階で市としては改正しない考えで説明していくこととします。

## 運用面に関する意見の検討結果概要

### ■ 3月6日開催の定例庁議での審議会等の年齢要件についての見解

審議会等の年齢要件で20歳以上が比較的多く18歳以上も見受けられ、すべて年齢を統一すべきというわけではないが、民法の改正により令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことによる今後の年齢要件の考えについて、次回開催の庁議において回答することとしていたことから次のとおり報告する。

#### 【結果】

年齢要件については、「芦別市審議会等の委員公募に関する要綱」第5条第1項 第1号において、「審議会等の委員として委嘱しようとする現在において、市内に居住している者又は市内で働く者若しくは学ぶ者」と限定していないところである。これは、制定時の考えとして、「どこまでを対象年齢としているなど具体的な表現をしていません。これは青少年と子どものまちづくりへの参加など今後想定される取組に対応できるよう、具体的な表現を避けています。したがって公募方法の周知の際に各審議会等において具体的な申込者の資格を明記することで対応することとなります。」とあることから、この考えを尊重し要綱の改正は行わないこととする。

なお、年齢要件の設定に関して現在20歳以上としている審議会等の多くは、当時の成年年齢としていることから、民法改正の成年年齢が18歳になったことから18歳以上を推奨することとし、別途審議会等の関係所管に対しても通知することとする。

## ■まちづくり意見はがきによる意見

これまで、市民による行政への関わりは、各種委員会の市民公募枠への参加、各種計画へのパブリックコメントの提出等が主なものでした。これらは、ある程度「形になった段階」からの関わりでしたが、これからは「形になる前の段階」からの、参加の仕組みをご検討いただきたいと思います。市民参加ですからボランティアが前提です。問題は、プロの行政マンと素人の市民の協議が成り立つのか、具体的な課題として市民の発言に責任を担保できるのというのがあります。私が考えているのは、市民個人のスキルアップと経験の蓄積、守秘義務意識の醸成があげられます。簡単にできる仕組みではないと思います。試行錯誤の繰り返しが予想されますが、まず着手することが大切だと私は考えています。さらに、着手する段階では、市民の参加も必要だと思います。

### 【結果】

形になる前の段階からの市民参加の仕組みづくりを求められており、形になる前であっても途中であっても、条例第12条の委員の公募又は第13条の意見の公募により、市民の参画は可能と判断されることから条例改正ではなく運用面の意見として捉えたところです。

形になる前の段階からの市民参加の仕組みづくりについては、例えば公共施設の運営面に関して公募市民を含めた検討委員会により提言をまとめたことも過去にあることから、案件によっては、形になる前の段階から市民の参画も可能ではないかと考えられるものであり、今後は、その案件によって形になる前の段階から市民の意見を求められるものか、各所管で検討したうえで進めていくこととします。

## ま と め

### ■検証結果に基づく条例の見直しについて

上記に記載のとおり、現時点において、条例改正に関する意見や運用面についての意見が出されたところであり、所管での検討結果のとおり、現段階では変更の必要はないと判断し、条例の見直しは行わない方向で進めてまいります。

なお、本条例の認知度やまちづくりの取組を進めるうえでの手段となる手続、手法、運用面等の課題・工夫点等の課題も多く見受けられることから、それらの意見を踏まえ、市民参加と協働の推進に向けた取組の改善を行いながら、市民一人ひとりがまちづくりの主体となって、地方分権の時代に対応した自主・自立のまちづくりの推進に努めてまいります。